

パートタイム労働法の改正概要

(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)

就業形態の多様化の進展に対応した共通の職場ルールの確立

1 労働条件の文書交付・説明義務

パートタイム労働者を雇い入れる際、労働基準法上の義務に加え、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書等で示すことが義務化(過料あり)

また、パートタイム労働者から求めがあった場合は、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することを義務化

2 均衡のとれた待遇の確保の促進(働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備)

(1)すべてのパート労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化等

(2)特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取扱いの禁止

3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化

4 苦情処理・紛争解決援助

(1)事業所内において苦情を自主的に解決するよう努力義務化

(2)紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停を整備

5 事業主等支援の整備

短時間労働援助センターの事業を事業主等に対する助成金支給業務に集中

施行期日 **平成20年4月1日施行**

(ただし、5に関しては平成19年7月1日施行)